



大学改革支援・学位授与機構が実施する 大学機関別認証評価/大学機関別選択評価 について

平成28年5月

大学改革支援・学位授与機構
大学機関別認証評価等説明会

1



本日のお話

- 1) はじめにー“認証評価／大学の質保証”とは
- 2) 第2サイクル(平成24年度から)の認証評価
～ 重点的な評価項目と平成27年度の省令改正
- 3) 選択評価
～ 研究・地域貢献・教育の国際化



認証評価とは

学校教育法第109条： 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について**自ら点検及び評価**を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、**文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）**による評価（以下「認証評価」という。）を受けけるものとする。……

3



選択評価とは

- 大学機関別選択評価は、機構が第1サイクルにおいて実施した選択的評価事項に関する評価を発展させたもの。
- 大学機関別選択評価は、機構が定める**選択評価事項**について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施する。
 - － 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することが可能
 - － 大学が希望する年度に申請が可能

4



大学の質保証

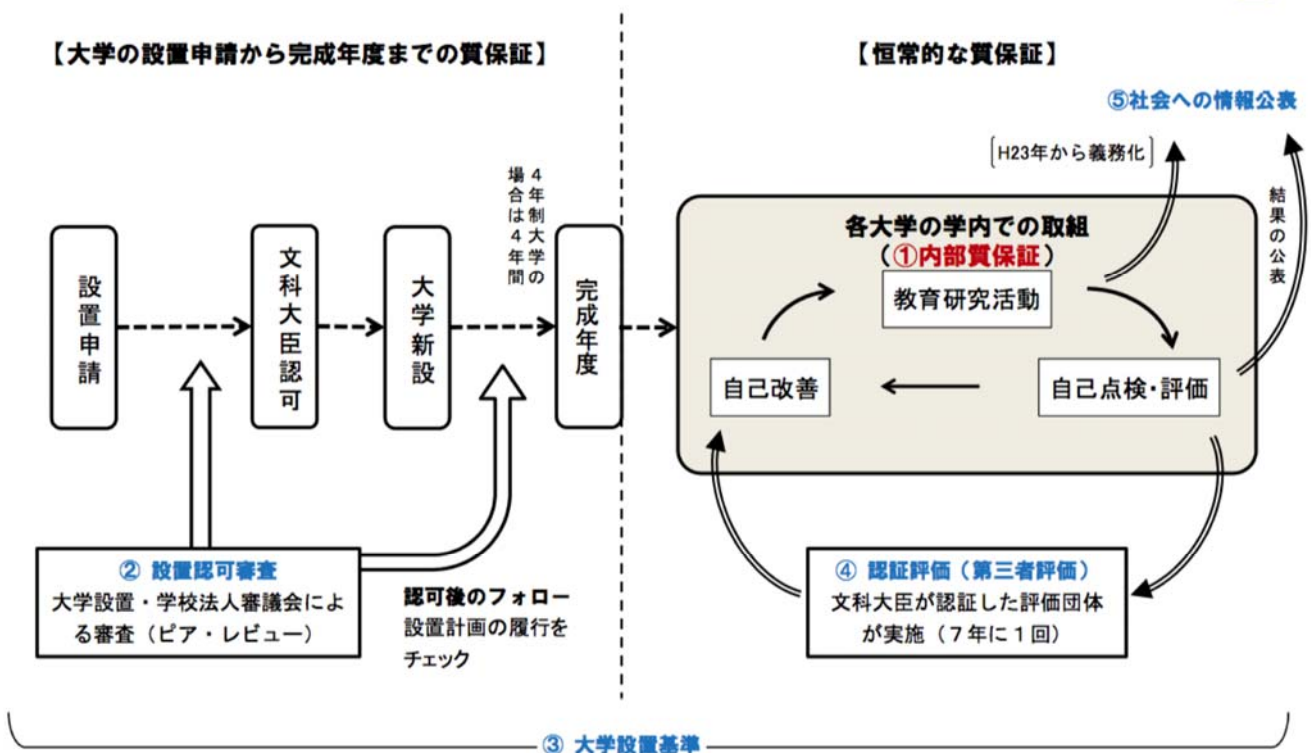
●内部質保証

大学の質保証の責任は、第一義的には、その大学自身にある。

●外部質保証(第三者機関による質保証)

- ・ 設置基準による設置認可(事前規制)
- ・ **大学評価基準による認証評価(事後確認)**

大学評価基準は、設置基準+アルファ



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)



大学改革支援・学位授与機構が行う 大学機関別認証評価

(資料1) 大学機関別認証評価関係資料

『大学機関別認証評価:実施大綱』

『大学機関別認証評価:大学評価基準』

7



大学機関別認証評価の目的

1. 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、教育研究活動等の質を保証する。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の改善に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して社会に分かりやすく示す。



大学機関別認証評価の基本的な方針

1. 大学評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各大学の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価
7. 国際通用性のある評価

9



基本方針1 大学評価基準に基づく評価

- 機構が定める大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、**基準を満たしているかどうかの判断***をする。

* 関係法令(学校教育法、大学設置基準等)への適合性判断を含む。

10



基本方針2 教育活動を中心とした評価

- 「認証評価」は「教育」を中心に大学を評価する。
 - － 大学の役割・機能:「教育」「研究」「(その他の)社会貢献」。各役割・機能への比重の置き方は各大学の選択によるが、「教育」に重点を置かない大学はない。
 - － 評価の国際的動向(大学のグローバル化に対応)
- かつては、教員個人の取組が中心であったが、**組織**としての教育力が問われるようになっている。

11



基本方針3 各大学の個性の伸長に資する評価

- 大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関する各大学の「**目的**」「**目標**」「**理念**」等を踏まえて評価を実施する。
- 「**優れた点**」を積極的に評価する。

12



基本方針4 自己評価に基づく評価

- 大学の質保証の第一義的な責任は、その大学自身にある(内部質保証)。そのためにも、自己評価が重要。
 - － 機構が定める大学評価基準に沿って自己評価
 - － 機構は自己評価のための研修会を実施(本日午後ほか)
- 機構(評価担当者)は、自己評価の結果を分析(書面調査)し、訪問調査の結果と併せて評価する。

13



基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

- 評価担当者は、ピアである。具体的には、学長経験者、学部長等経験者、大学の教員及びそれ以外の者で大学の教育研究活動全般に関し識見を有する者。
- 高等教育のコミュニティによる自主的、自律的な活動としての質保証
- 対社会的な信頼性の確保の必要性
⇒基本方針6

14



基本方針6 透明性の高い開かれた評価

- 評価基準や評価方法を公開し、意見の申立制度を整備して、評価結果及び評価担当者名を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、評価の経験や評価を受けた大学の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図る。

15



基本方針7 国際通用性のある評価

- 大学のグローバル化が進展しつつある現在、**認証評価（評価体制、評価基準等）**においてもまた、国際通用性が求められている。特に、以下の点を重視。
 - － 大学における内部質保証システム
 - － 学習成果
 - － 教育情報の公表
- 評価結果概要の英文での公表。

16



<参考：評価の国際的動向>

●欧州高等教育質保証協会(ENQA)等による欧州基準(ESG)改訂版(2015年5月)

- 高等教育機関の**内部質保証に関する欧州基準**(10項目)
- 外部質保証に関する欧州基準(7項目：訪問調査、外部評価者としての学生の参加等)
- 外部質保証機関の質保証(7項目)

●(米国) Spellings報告(2006年)

- アクレディテーションにおける**学習成果(Learning Outcomes)**評価の重要性
- Richard Arum and Josipa Roksa, *Academically Adrift* (2011)

●(世界的動向)

- 米国教育省によるCollege Scoarcad(2015、学費、卒業率、卒後の給与額)
- 法令によって主要情報(13領域46～51項目)の公開を義務付け(2007,2008)等々

17



評価結果

- 10の基準を全て満たしている場合には、「大学改革支援・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしている」と判断し、その旨を公表する。
- 一つでも満たしていない基準があれば、「大学改革支援・学位授与機構の定める大学評価基準を満たしていない」と判断し、その旨を公表する。→**追評価**
- さらに、評価結果の根拠理由を記述し、あわせて「優れた点」「改善を要する点」等を指摘する。

18



追評価

- 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、**満たしていないと判断された基準**に限定して追評価を受けることができる。
- 追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。

19



評価の実施体制

- **大学機関別認証評価委員会**：国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- **評価部会**：評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じ、必要に応じて分野の専門家等を配置する。
- **評価チーム**：評価部会の中に、対象大学ごとに主査と数人の専門委員からなる評価チームを編制する。
- **運営小委員会**：各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。評価部会長と機構教員で構成する。

20



評価のスケジュール

自己評価担当者の研修・評価担当者の研修

- 自己評価書提出(6月末)
- 書面調査 ⇒ 評価部会
- 書面調査結果、確認事項の通知(訪問調査4週間前)
- 訪問調査(10月～12月) ⇒ 評価部会
- 評価結果(案)通知(1月)
- 評価結果(案)に対する意見申立(もしあれば)
- 評価結果確定(3月)
- 公表

21



書面調査と訪問調査

- 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。
- 書面調査は、各大学が作成する自己評価書(根拠資料・データを含む)の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査は、幹部教職員(責任者)との面談、一般教職員との面談、学生・卒業生との面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。

22



公正性を確保した対話的手続き

- 書面調査による分析結果を対象大学に通知し、確認事項等を提示する(文書による回答、意見を求めるが、訪問調査時に資料を示すことも可)。
- 評価結果(案)を対象大学に通知し、その内容等に対する意見申立の機会を設けた上で、評価結果を確定する。
- 「基準を満たしていない」との判断に対する意見申立に対しては、審査会における審査結果を基に評価委員会で審議して、最終的な決定を行う。

23



第1サイクルから第2サイクルへ

- 中央教育審議会における大学教育に関する審議内容を踏まえた基準の見直し
 - 平成20年度いわゆる「学士課程答申」
 - 平成24年度いわゆる「質的転換答申」等
- 大学、評価者の意見を踏まえた評価方法の改善
 - 基準、観点の表現の整理、見直し
 - わかりやすい評価結果への試み

24



第2サイクルで重視している点

- 第1サイクルの検証結果、関係法令の改訂、中教審答申及び報告書、評価の国際的動向を考慮

- 基準等を一部改訂して以下を重視
 - ー 内部質保証システム(基準8)
 - ー 学習成果(基準6)
 - ー 大学における情報の公表(基準10)

25



第2サイクルの基準

(資料1)『大学機関別認証評価:大学評価基準』

基準1:大学の目的

基準2:教育研究組織

基準3:教員及び教育支援者

基準4:学生の受入

基準5:教育内容及び方法

○学士課程

○大学院課程(専門職学位課程を含む。)

基準6:学習成果

基準7:施設・設備及び学生支援

基準8:教育の内部質保証システム

基準9:財務基盤及び管理運営

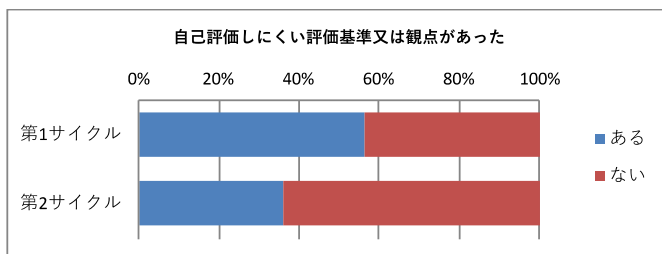
基準10:教育情報等の公表

26

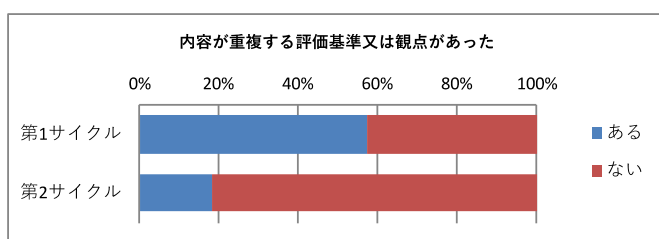


具体的な改善

- ⑤自己評価しにくい評価基準又は観点があった
(2: ある、1: ない、次も同様)



- ⑥内容が重複する評価基準又は観点があった



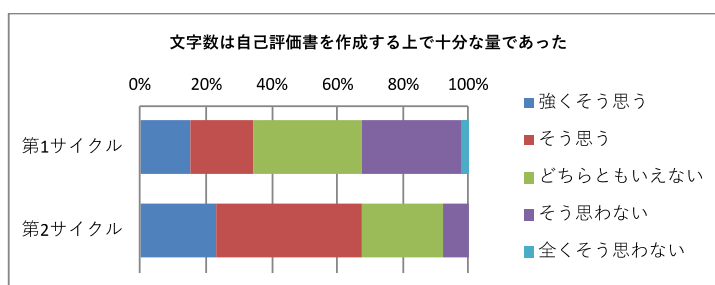
27



大学側も進歩している

- 内部質保証、自己点検・評価について優れた点を指摘される大学が増えてきている
- 分析、記述が概して明確になっている

- ⑥文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった
(5: 強くそう思う~3: どちらとも言えない~1: 全くそう思わない)



28

平成28年3月31日に公布された 認証評価に関わる省令改正等



○学校教育法施行規則第165条の2

(平成29年4月1日から施行)

○学校教育法施行規則第172条の2

(平成29年4月1日から施行)

○大学設置基準第42条の3、大学院設置基準第43条

(平成29年4月1日から施行)

○学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(「細目省令」)第1条、第2条

(平成30年4月1日から施行)

29

平成29年度実施の認証評価への影響 その1



三つの方針について

1 卒業の認定に関する方針等の策定

(1) 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次のアからウまでの方針(大学院にあっては、ウの方針に限る。)を定めるものとする。 (第165条の2第1項関係)

ア 卒業の認定に関する方針

イ 教育課程の編成及び実施に関する方針

ウ 入学者の受入れに関する方針

(2) (1)のイの方針を定めるに当たっては、アの方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならないものとする。 (同条第2項関係)

2 卒業の認定に関する方針等の公表

大学は、1の(1)により定める方針を公表するものとする。 (第172条の2第1項第1号関係)

30



	28年まで	29年以降
卒業認定・学位授与の方針	法令上の策定・公表の義務はなかったが、機構の基準では策定公表のそれぞれについて記載をもとめる観点を設けていた。	学部：卒業認定の方針については策定、公表ともに学校教育法施行規則によって義務化。 大学院：ガイドラインを踏まえて作成することが施行通知により奨励されている。 ⇒機構としては、既に策定・公表を求めている。
教育課程の編成・実施の方針	同上。	同上
入学者受入れの方針	学教法施行規則の公表義務で公表が義務づけられている。	条文の整理はされているが、趣旨はこれまでと同じ。「ガイドライン」によって具体化されている
上記三つの方針についての一体的策定について	ガイドラインはなかった。	学校教育法施行規則：教育課程の編成・実施方針を定めるに当たっては卒業の認定に関する方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。(とくに、卒業認定、学位授与の方針が基礎となることが明示された。) ガイドライン ：一体的作成を奨励。 平成30年4月1日から、認証評価において三つの方針に関しての評価が義務化される。

平成29年度実施の認証評価への影響 その2

SDについて

- 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第25条の3に規定するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。(第42条の3関係)
- 観点3-3-①、8-2-②、9-2-④に影響

優れた点(例)

- ◎ 職員の自己啓発と意欲喚起等を目的とする職員資格取得表彰制度を創設している。(大阪教育大学)
- ◎ 事務職員が海外の大学で講義、調査及び討論等を経験することにより、国際的な素養、総合的な企画力を向上させる海外SD研修を行い、グローバル化及び職務の高度専門化に対応した職員の育成に積極的に取り組んでいる。(奈良先端科学技術大学院大学)
- ◎ 「事務職員のミッション」を掲げ、人材育成として職階別にキャリアアップと求められる能力を整理し、職階別研修を実施するとともに、分野別研修を計画的に実施している。また、平成24年度から始まった自己研鑽型能力開発の取組「岡山大学若手職員塾」が先進的な活動を展開している。(岡山大学)



基準6 学習成果

(資料1)『大学機関別認証評価:大学評価基準』:p.13-14

- 「教員が何を教えたかという教育の成果」ではなく、「**学生がどのような能力を身に付けるか(付けたか)**」という学生の視点に立つことを、基準の名称で明確化。(「教育成果」ではない。)
- 学習成果とその測定に関する考え方は依然として多様。ただし、
 - 個人の達成の測定でなく、教育課程について分析
 - 指標を活用することが必要(直接的・客観的指標と間接的・主観的指標)

<『自己評価実施要項』(資料1) p.42~43、『Q&A』(資料7):Q47~Q49参照>



学習成果の自己評価

	客観的指標	主観的評価指標
卒業までに確認する学習成果	6-1-① 標準修業年限内の卒業(修了)率、標準修業年限×1.5]年内卒業(修了)率、単位修得率、進級率、留年・休学・退学、資格取得者数、卒業(修士・博士)論文、卒業制作・研究活動の実績や成果採択・受賞状況、各種コンペティション等の受賞状況 (学位授与の方針に示される知識・能力の区別に確認できるとうれしい。)	6-1-② 学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー概要等 (授業評価アンケートで代用できるとはかぎらない。)
社会における学習成果の検証	6-2-① 学部・研究科等ごとの進学率・進学先、就職者の割合(就職者数/卒業(修了)生数)、就職率(就職者数/就職希望者数・就職先、卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)	6-2-② ・卒業(修了)生からの意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果



内部質保証システム

- 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令によって認証評価機関が定める評価基準が追加(平成30年4月1日から施行)
- (1) 大学評価基準における共通項目の充実

認証評価機関が定める評価基準(以下「大学評価基準」という。)に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとする。

 - ア 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。(第1号へ関係)
 - イ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(以下内部質保証」という。)に関すること。(第1号子関係)
- (2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行うものとする。(第2号関係)

内部質保証(大学改革支援・学位授与機構編『用語集』から引用)

大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。教育の内部質保証とは、大学等の教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を自ら継続的に保証することをいう。それぞれの教育課程の編成・実施に責任をもつ組織が、当該課程における教育研究への取組状況や、学生が身に付けるべき能力や課程における学習成果等を分析・評価して改善に活かすとともに、大学等が各教育課程におけるこうした取組みを把握し、総体として改革・改善の仕組みが機能していること、およびそれによって、教育研究の質が確保されていることを保証する責任を有する。

35



基準10 教育情報等の公表

(資料1)『大学機関別認証評価:大学評価基準』:p.21-22

- 3つの観点(目的等、三つの方針、教育研究活動についての情報)
- 法令等により公表が義務付けられている情報
 - (1) 教育についての基本情報(学校教育法施行規則第172条の2及び第165条の2の改正(平成29年4月1日施行))
 - (2) 自己点検・評価の結果(学校教育法第109条第1項)
 - (3) 教員の養成の状況について
(教育職員免許法施行規則第22条の6)
 - (4) 財務諸表等の情報(各大学を設置する法人に適用される関係法令(『Q&A:66』参照))
 - (5) その他(教育職員の課程認定等)
(学校教育法第113条については、『Q&A:65』参照)
- ウェブサイトのどこかにはあるだけでは不十分

36



大学機関別選択評価

(資料2)『大学機関別選択評価:実施大綱 選択評価事項』

37



選択評価とは

- 大学機関別選択評価は、機構が第1サイクルにおいて実施した選択的評価事項に関する評価を発展させたもの。
- 大学機関別選択評価は、機構が定める**選択評価事項**について、認証評価とは別に機構が独自に行う第三者評価として実施する。
 - 機構以外の認証評価機関による認証評価を受け、大学機関別選択評価のみを機構に申請することが可能
 - 大学が希望する年度に申請が可能

38



選択評価の目的

1. 選択評価事項について大学を評価することにより、大学の**個性の伸長及び特色の明確化**に役立てる。
2. 評価結果を大学にフィードバックすることにより、教育研究活動等の**改善**に役立てる。
3. 大学の教育研究活動等の状況を第三者評価を通して**社会に分かりやすく示す**。

39



選択評価事項

- 選択評価事項 A : **研究活動**の状況
- 選択評価事項 B : **地域貢献活動**の状況
 - ← 第1サイクル:「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
- 選択評価事項 C : **教育の国際化**の状況
 - ← 平成25年度から新たに追加。

**各選択評価事項とも原則P-D-C-Aの枠組みで
観点を構成**

40



目的の達成状況を4段階で判断

(資料2) 『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』 (p.5～)

- 目的の達成状況を中心に4段階で判断
 - － 極めて良好である(S)
 - － 良好である(A)
 - － おおむね良好である(B)
 - － 不十分である(C)
- 「優れた点」「改善を要する点」を抽出
 - 選択評価事項ごとに、観点の分析の中から目的を踏まえて、特に重要と思われる点を抽出
 - － 個性の伸長
 - － 取組、成果
 - － 目的達成の観点から達成の状況

41



選択評価事項A — 研究活動の状況 —

(資料2) 『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』 別紙2 (p.17～)

42



○認証評価では、大学の活動を、主として、教育の視点から評価する。

●選択評価事項Aでは、教育の視点からは十分把握することが難しい研究活動の状況を評価する。

●全教員の研究実績に対する1次評価を基に、研究活動の状況を部局別に分析する。

●部局別の評価を総合して、大学全体の評価を行う。

43

これまでの優れた点

- ◎ 医学研究科臓器再生医学の研究グループでは、「iPS細胞を用いた代謝性臓器の創出および治療法開発」を行っており、世界に先駆けてiPS細胞から血管構造を持つ機能的なヒト臓器の原基を創り出すことに成功している。(横浜市立大学)
- ◎ 複合先端研究機構では、『Nature』等の国際的評価の高い学術誌へ論文発表、科学研究費助成事業基盤研究(S)及び若手研究(A)への採択、朝日賞の受賞、新学術領域への参画、科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業「CREST」の実施等、複数の大型研究プロジェクトの実施を含む質の高い研究活動が行われている。(大阪市立大学)
- ◎ 糖鎖異常をきたす福山型筋ジストロフィーに関する研究、細胞膜の構造・機能の解明、遺伝子解析やメタボローム解析による癌やパーキンソン病等の難治性疾患の機序の解明、ウイルス学によるインフルエンザ等の伝染性疾患の要因の解明、癌や糖尿病の新規治療薬の開発等、様々な領域で世界的に優れた成果を上げている。(神戸大学)

44



選択評価事項B

— 地域貢献活動の状況 —

(資料2) 『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』別紙2 (p.21～)

45



●地域貢献活動の例

- 正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供
- 産業界との協力による地域産業の振興への寄与
- 国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画
- COC及びCOC+事業等の取組の実施による体制整備

●「地域」の範囲は、特に、限定しない。

- 大学の目的や状況に応じて適宜判断

46



これまでの優れた点

- ◎ 教員地域貢献活動支援事業において、自治体、地域団体等から提案された課題に対する教員の活動を公募し、採択された活動に助成金を支給することで、地域課題の解決を目的とする調査、研究等の取組を推進している。(横浜市立大学)
- ◎ 地元金融機関及び県内企業出資のクラウドファンディング運営会社の創設に協力し、イノベーション人材育成プログラムの提供、創業者教育を推進し、地域の活性化に取り組んでいる。(山口大学)
- ◎ 当該大学が代表校となり北九州市内の諸大学が連携してまちなかESDセンターを開設し、持続発展教育推進のための地域実践活動を行い、多くの市民が活動に参加している。(北九州市立大学)
- ◎ 佐賀大学美術館を建設、開館し、大学の知的資源を地域に公開する企画展示を行うとともに、地域の初中等学校の児童、生徒による展示会を実施し、さらに一般市民参加の講演会等の開催を通して、地域の交流・情報発信及び芸術文化振興の中心の一つとなっている。(佐賀大学)

47



選択評価事項C — 教育の国際化の状況 —

(資料2) 『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』別紙2 (p.23～)

48



- 教育の国際化に向けた活動について、目的の達成状況を評価するための観点に加えて、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の3つの視点から分析。

●教育の国際化に向けた活動例

「国際的な教育環境の構築」

- － 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化 等

「外国人学生の受入」

- － 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

「国内学生の海外派遣」

- － 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

49

これまでの優れた点



- ◎ プトラ大学(マレーシア)内に海外教育研究拠点MSSCを平成25年4月に開設し、プトラ大学との教育研究交流を活性化させている。また、MSSCに関係する様々な国際交流プログラムを設定し、教育の国際化を進めている。(九州工業大学)
- ◎ 海外の各協定校との交流に関する実績報告書を毎年作成し、その結果に基づき、重点交流協定校、交流促進協定校を選定し、交流実績に見合った経費支援を行う仕組みを確立している。(九州工業大学)
- ◎ 工学府では平成25年度から英語のみで学位(修士又は博士)を取得できる宇宙工学国際コースを開講している。同コースでは、国連宇宙部(United Nations Office for Outer Space Affairs)(オーストリア)と連携をとりながら、国費留学生を受け入れている。(九州工業大学)
- ◎ 国際環境工学研究科が実施している「戦略的水・資源循環リーダー育成(SUW)」事業は、外国人学生を環境リーダーとして認定するとともに、手厚い受入及び支援体制を備えており、当該事業で学んだ修了生は、企業、行政機関や大学・研究分野における基幹的、中堅的役割を果たし始めている。(北九州市立大学)
- ◎ 国際環境工学部及び国際環境工学研究科では、中国やASEAN地域を対象とした短期留学生受入プログラム「環境未来都市構築のための戦略的エネルギー・環境リーダー育成短期受入れプログラム」を実施しており、毎年60人程度の学生を受け入れている。(北九州市立大学)

50



選択評価事項における“評価”

(資料2)『大学機関別選択評価 評価実施手引書』(p. 7～)

● 目的の達成状況を中心に4段階で評価

極めて良好である(S)

良好である(A)

おおむね良好である(B)

不十分である(C)

● 選択評価事項Cにおいては、目的の達成状況の評価に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の水準を4段階で評価

一般的な水準を卓越している(S)

一般的な水準を上回っている(A)

一般的な水準にある(B)

一般的な水準を下回っている(C)

(『選択評価事項C 水準判定のガイドライン(案)』(資料6)参照 51)



認証評価／選択評価は

大学と大学改革支援・学位授与機構との

信頼関係に基づく協同作業

自大学の質の向上を図るとともに、
社会に対し、その特長をアピールする機会！